

地方独立行政法人 玉野医療センター

中期計画

令和5年12月

## 目 次

前文	1
第 1 中期計画の期間	1
第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1 担うべき医療提供体制	1
2 医療の質の向上	5
3 患者サービスの向上	6
4 医療機関との連携	7
5 関係機関との連携	7
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	8
1 業務運営体制の構築	8
2 職場環境の整備	8
第 4 財務内容の改善に関する事項	9
1 経営基盤の確立	9
2 収入の確保と経費の節減	9
3 運営費負担金	10
第 5 その他業務運営に関する重要事項	10
1 新病院の整備	10
2 新病院への移行	11
第 6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	12
1 予算（令和 3 年度から令和 6 年度まで）	12

2	収支計画（令和3年度から令和6年度まで）	14
3	資金計画（令和3年度から令和6年度まで）	15
<b>第7</b>	<b>短期借入金の限度額</b>	<b>16</b>
1	限度額	16
2	想定される短期借入金の発生事由	16
<b>第8</b>	<b>出資等に係る不要財産の処分に関する計画及びその他重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>	<b>16</b>
<b>第9</b>	<b>剰余金の使途</b>	<b>16</b>
<b>第10</b>	<b>料金に関する事項</b>	<b>16</b>
1	料金	16
2	料金の減免	16
<b>第11</b>	<b>地方独立行政法人玉野医療センターの業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項</b>	<b>16</b>
1	施設及び設備に関する計画（令和3年度から令和6年度まで）	16
2	人事に関する計画	17
3	中期目標の期間を超える債務負担	17
4	積立金の処分に関する計画	17

## 地方独立行政法人玉野医療センター中期計画

### 前文

総合病院玉野市立玉野市民病院（以下「玉野市民病院」という。）と玉野三井病院は、公立病院と企業立病院という設立主体の垣根を越えて連携することに合意し、地方独立行政法人制度のもと令和3年4月1日に地方独立行政法人玉野医療センター（以下「玉野医療センター」という。）として再出発を果たすこととなりました。

玉野医療センターでは、これまで玉野市民病院と玉野三井病院が培ってきた診療機能を引き継ぐとともに、それぞれの特徴を生かしつつ1つの法人として融合できるよう、医療提供体制の機能分化や集約を図ってまいります。また、今後見込まれる少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化に柔軟かつ迅速に対応し、安全・安心な医療を将来にわたって提供してまいります。

また、いずれも老朽化の進む病院施設を1本化し、刻々と変化する医療需要にも柔軟に対応できるよう、令和6年度を目途とし新病院建設を進めてまいります。

これらを踏まえて、玉野医療センターは玉野市長より示された中期目標を達成するため、地方独立行政法人制度の利点である自律性及び機動性を最大限発揮し、地域の中核医療機関として地域包括ケアシステムの中心を担っていくとともに、玉野市が出資する公的な医療機関であることの役割を十分認識し、地域医療への貢献を欠かすことの無いよう、安全・安心な医療の提供と、市民の健康増進及び福祉施策へ寄与し、市民のための病院となるよう、ここに中期計画を定めるものです。

### 第1 中期計画の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

### 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 担うべき医療提供体制

##### (1) 救急医療

##### ア 救急患者受入体制

玉野市民病院及び玉野三井病院のいずれも救急告示病院の指定を受け、それぞれの病院で救急患者の受け入れを行ってきたが、一体的な運用を行うことで病院間での役割分担と連携を深め、機能の集約、受診体制の充実を図ることで、1次救急から2次救急を始めとした地域救急を積極的に受け入れ、断らない医療を実践する。

【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
救急受入件数	820件	606件	256件
救急受入率	67.6%	67.3%	60.5%

イ 市内外の医療機関との連携

急性期病院からの救急専門医派遣の受け入れと地域の医療機関との連携により、救急医療体制の強化を図る。

ウ 救急隊との連携

救急隊との情報共有のための研修会及び救急救命士の病院実習等の機会を通して、救急隊との連携を密にし、救急患者を受け入れしやすい環境を整える。

【指標】

目標指標	令和6年目標	参考（令和元年実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
救急搬送割合※	27.8%	20.0%	7.9%

※救急搬送割合＝病院搬送件数／玉野市消防搬送件数（1月～12月）

(2) 小児・周産期医療

ア 小児医療

小児専門医の確保による外来診療の継続と入院診療の再開を目指すとともに、重症疾患や緊急処置が必要な患者に対する専門治療のため、小児救急医療支援病院（県南東部医療圏内に2施設）や近隣の救急医療機関と密接に連携し、安心して子育てできる環境を支援する。

イ 周産期医療

周産期専門医の確保による婦人科外来診療を継続するとともに、周産期医療を取り巻く環境や医療提供体制の変化を踏まえつつ、総合周産期母子医療センター（県南東部医療圏内に1施設）や地域周産期母子医療センター（同2施設）と密接に連携し、安心して産み育てられる環境を支援する。

(3) リハビリテーション医療

ア リハビリテーション実施体制

早期治療・早期退院を実現するため、365日リハビリテーション体制を維持し

治療の初期段階からリハビリテーションによる介入を行うとともに、十分なスタッフを配置することで回復の目安となるアウトカム評価の向上を図り、患者の在宅復帰を支援する。

【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
リハビリ提供単位数*	4.8	4.5	—
実績指数*	55.3	55.3	—

※回復期リハビリテーション病棟での指標

※リハビリ提供単位数＝1日1人あたり提供単位数

※実績指数＝1日あたりのFIM得点の改善度を入棟時を踏まえて指数化した指標

イ 退院後のフォロー体制

退院後も在宅での自立した生活が継続できるよう、リハビリテーションスタッフが自宅まで訪問し、在宅でも治療（リハビリテーション）が続けられるようサポート体制を整える。

【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
訪問リハビリ件数	4,630件	4,460件	—

ウ 外来リハビリテーションの実施

外来診療が終わった後や退院した後でも継続してリハビリテーションを必要とする患者に対して、必要なリハビリテーションが提供できるよう、外来診療の1つとしてリハビリテーションを実施する。

(4) 検診・予防医療

人間ドック、生活習慣病予防健診、特定健診、企業健診、予防接種など様々な予防医療を実施することで、疾病の早期発見または生活習慣病の予防につなげていくとともに、市の施策と連携し健診受診率の向上に向けた啓発活動への取組みに寄与する。

【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
人間ドック・健診受診者数	11,500件	5,069件	6,305件
予防接種件数	4,300件	2,427件	2,377件

## (5) 在宅医療

### ア 地域包括ケアシステム

国の進める地域包括ケアシステムの構築に向けて、かかりつけ医や介護事業所等との連携強化を図り、今後の需要増加が見込まれる在宅医療の取組みを推進する。

#### 【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
在宅復帰率※	84.0%	89.9%	80.3%
訪問診療件数	1,200件	108件	1,058件
訪問看護件数	1,200件	1,390件	118件

※在宅復帰率＝地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病棟での指標

### イ 在宅療養支援病院

玉野三井病院が認定を受けていた在宅療養支援病院の機能を引き継ぎ、24時間体制で緊急対応できる体制を整備し、安心して自宅で療養生活が送れるよう在宅療養環境を支援する。

#### 【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
緊急の往診件数	44件	—	44件
在宅の看取り件数	10件	—	10件

## (6) 災害医療

災害時にあっても途切れることなく、診療体制及び医療機能が維持されるよう災害時活動マニュアルを具備し、定期的な訓練と災害時を想定した医薬品、水、食料等の備蓄、設備の維持管理を行うとともに、公的な医療機関として医療救護活動を通して、災害時における医療の中心的な役割を担う。

また、新病院は最新の耐震基準に準拠した施設にするとともに、津波浸水等への対策を行うことで、将来的に見込まれる南海トラフ地震等の災害へ備える。

## (7) 新たな感染症への対応

新病院の整備に合わせて患者動線や諸室の配置に配慮した造りとするすることで、治療を必要とする患者に対して適切な医療が提供できる体制を確保するとともに、市及び関係機関、医療圏内の感染症指定医療機関（第1種：1施設、第2種：2施設）と連携し、早期の収束に向けて地域における中心的な役割を担う。

## 2 医療の質の向上

### (1) 地域医療への貢献

2病院が培ってきた診療体制を引き継ぎ、多様な診療機能をもった施設を展開することで、他院からの受け入れ、治療後のかかりつけ医への転院など地域医療の架け橋として、地域住民及び地域の医療機関から信頼される病院を目指す。

#### 【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
紹介率	33.8%	13.4%	27.6%
逆紹介率	31.4%	5.0%	15.2%

### (2) 相乗効果の発揮

市立の公立病院、企業立の民間病院として運営されてきた2つの病院の統合により、それぞれが培ってきた医療技術や知識を共有し、共通意識のもとで医療スタッフの融合を図ることで、医療水準の全体的な底上げを目指す。

### (3) チーム医療の実施

医師、看護師を始め、検査及びリハビリ等の医療技術スタッフ、社会福祉士など多職種が集まり定期的にカンファレンスを実施し、早期の在宅復帰に向けたチーム医療の推進を図る。

また、感染対策チーム（ICT）や栄養サポートチーム（NST）など、他職種で構成される医療チームを積極的に活用し、療養環境のサポートを行う。

### (4) 医療従事者の確保及び育成

#### ア 医療従事者の確保

岡山大学を始めとする教育機関、市内外の医療機関との連携により、医師及び研修医の派遣・受入れ体制を確保するとともに、合同説明会への参加や病院見学会の開催など多様な広報活動を通じて、多様で優秀な人材の確保に努める。

特に、医師については地域枠の設定など、国・県が進める医師偏在対策の動向を注視し、制度の利活用など地域医療の継続に必要な人員の確保に向けて積極的に推進する。

#### イ 医療従事者の育成

地域医療の基幹病院として、地域に根ざした実地での研修を通じて経験の蓄積や知識の習得により人材の育成に寄与する。

#### (5) 調査・研究・治験への取組み

地域医療へ果たすべき役割のみならず将来に向けた医療水準の向上への一助として、積極的に調査・研究・治験への取組みを推進する。

また、院内外研究会等の機会を設け職員の意識高揚を図るとともに、研究成果を共有することで、医療水準の向上に努める。

### 3 患者サービスの向上

#### (1) 患者中心の医療の提供

##### ア インフォームドコンセントの徹底

患者の知る権利、自己決定権、自律の原則を尊重する行為であることを根底とし、医療に関する情報を共有することで、医療スタッフと患者との相互理解のもと治療が進められるよう、患者の尊厳を守り、患者・家族の権利に配慮したインフォームドコンセントの徹底を行う。

##### イ 安静な療養環境の提供

投書箱等の活用により、患者や家族等からの様々な意見、ニーズを把握し、サービスの向上につなげるとともに、院内環境を整備することで療養に専念できる環境を提供する。

#### (2) 地域との交流

院内の施設を活用し、病院見学会、院内イベントや健康教室、公開講座などの機会を通じて、地域の方々との交流の機会を持ち、来院しやすい環境づくりに努める。

また、市内で開催されるイベント等への参加を行うことで、より身近な存在として地域住民に求められる病院となるよう交流機会を設けていく。

#### (3) 医療安全対策

##### ア 医療安全対策

組織的な医療安全への取組みを進めるため、医療安全対策チームを設置し、医療安全管理者のもと院内の状況把握及び分析を行うとともに、研修等の機会を通じて全職員で医療事故防止に対する認識を共有することで、医療安全に係る体制を継続的に確保する。

##### イ 感染防止対策

感染対策チームを設置し、定期的に院内の巡回を行うことで院内感染状況の把握、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、院内感染対策を目的とした職員への研修を通して、感染防止対策を徹底する。

#### (4) 積極的な情報発信

ホームページや広報誌、病院紹介パンフレットなど、様々な広報媒体並びにICT（情報通信技術）等を活用し、多くの方に当院の取組み、診療情報などを積極的に発信することで、地域に根ざした、地域の医療機関としての認知度の向上を図る。

#### (5) コンプライアンスの徹底

内部統制を所管する委員会を設置し、医療法を始めとする関係法令の遵守を徹底するとともに、定期的に全職員へ研修を実施するなど、適正な病院運営に努める。

また、個人情報保護や情報公開について、玉野市の個人情報保護条例及び情報公開条例に準拠し、カルテ等の個人情報の保護と患者及び家族等への情報公開について適切な対応を行う。

### 4 医療機関との連携

地域包括ケアサービスの実現に向けて、地域の医療機関との機能分化及び役割分担を進めるとともに、晴れやかネットへの積極的な参画により医療情報ネットワークを活用した診療情報の共有を行い、病院完結型医療から地域完結型医療へと転換を図ることで、地域全体で医療を支える体制の構築を目指す。

### 5 関係機関との連携

#### (1) 行政機関との連携

市の行政施策と連携し、健診率の向上、ヘルスケアサービスとの連動等により、健康増進及び疾病予防施策へ寄与することで、市が設立する公立の医療機関としての役割を果たす。

#### (2) 医師会等との連携

地元医師会を始め、かかりつけ医、介護事業所等との連携により地域全体で医療・介護にあたることができるよう、周辺の先進事例の研究も行いながら、地域包括ケアシステムの構築を目指す。

#### (3) 教育機関との連携

地域医療の最前線を担う医療機関であると同時に、実地教育の場として積極的に研修の受け入れを行うことで、教育機関と相互協力関係を構築し、安定的な人材の確保及び育成を進める。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 業務運営体制の構築

##### (1) 運営体制

地方独立行政法人制度のもと、理事長がリーダーシップを発揮し、迅速な意思決定と職員への周知を徹底することで効率的な運営を行うとともに、独立した法人として職員一人ひとりが独立採算の原則を理解し、経営に関する責任と意識を持って自主的かつ弾力的に動くことのできる運営体制を構築する。

また、法人全体として2病院体制から1病院体制へと変化を迎える中であっても、柔軟かつ一体的に運営を行う。

##### (2) 管理体制の強化

内部監査を実施する部門を設置するとともに、内部統制を担当する役員及び監事が適切な職務の執行を確保できるよう管理体制を整備する。

##### (3) 外部評価等の活用

監事による法人の監査及び評価委員会による第三者視点からの病院運営に係る評価を受けることで、適宜必要な見直しを行い業務の効率化を図る。

また、公益財団法人日本医療機能評価機構が提供する病院機能評価等を活用し、中立的、科学的、専門的な見地からの評価を受けることで、適切な病院運営を維持する。

#### 2 職場環境の整備

##### (1) 働きやすい職場環境の整備

###### ア ワークライフバランスへの配慮

育児・介護休業制度の適正な運用により仕事と家庭の両立を支援する。

###### イ 院内施設整備

院内に病児病後児保育施設を整備し、職員の利用も促すことで安心して子育てができる環境作りを進める。

###### ウ コミュニケーションの活性化

職員互助会等の活動を支援し、職員間のコミュニケーションの円滑化を図る。

###### エ 専門性の向上

医師や看護師等の業務の多様化、複雑化に対応するため、必要に応じて医療クラ

ークや看護助手等の配置を行い、業務の専門性の向上を図る。

## (2) 職員の職務能力の向上

### ア 研修制度及び資格取得支援制度の充実

専門的な知識や技術の習得を推進し、研修会への参加、資格の取得等について助成を行うなど、研修制度及び資格取得支援制度の充実を図る。

### イ プロパー職員の育成

法人運営に関する業務の習熟のため、段階的な出向職員からプロパー職員への業務の引き継ぎ、外部研修への参加、雇用の確保等によりプロパー職員の育成を図る。

## (3) 効果的な人事・給与制度の構築

法人の移行に合わせて、新たな人事給与制度へと転換を図るなかで、職員の業績や能力、職責に応じた仕事が適正に反映される、公正・公平な人事給与制度を構築し、職員のモチベーションの向上と組織の活性化を図る。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 経営基盤の確立

本中期計画期間中には、新病院建設に関する費用が計上されるため、全体で見れば一時的な収支の悪化が見込まれるものの、経営統合に合わせて行う業務の見直し等により、新病院建設費用を除いた収支では、中期計画期間中を通して収支の均衡を目指し、新病院の開院に向けて経営基盤を確立する。

#### 【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
医業収支比率	85.1%	91.3%	104.6%
経常収支比率	92.6%	98.2%	104.5%

### 2 収入の確保と経費の節減

#### (1) 収入の確保

経営統合に係る2病院体制時の機能分化、新病院への機能集約に加えて、医療スタッフの重点的な配置転換等を行うことで、医療水準の向上及び新たな施設基準の認定、診療報酬の加算等を取得することで収入の向上を図る。

また、電子カルテシステムの導入を進め、請求漏れの防止及び業務の効率化により

診療報酬の確保を図る。

【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
病床稼働率	81.7%	61.3%	77.0%
入院患者数	74,399人	44,625人	30,982人
外来患者数	128,294人	58,091人	76,891人
入院収益	20.7億円	13.7億円	8.8億円
外来収益	10.5億円	5.4億円	6.1億円

(2) 経費の節減

2病院が統合することの利点を最大限活用し、新たな人事給与制度のもとで効果的な運用を行うとともに、2病院間及び新病院における効率的な人員配置により給与費の適正化を図る。

また、官民の経営手法を活かした業務内容の精査を進め、必要性の有無だけでなく、契約手法から契約内容に至るまでの業務全般にわたる経費の節減を図る。特に、診療材料や薬品等においては、経営統合によるスケールメリットを活かした積極的な価格交渉により費用の圧縮を図る。

【指標】

目標指標	令和6年度目標	参考（令和元年度実績）	
	玉野医療センター	玉野市民病院	玉野三井病院
対医業収益給与費比率	79.0%	70.5%	64.5%
対医業収益材料費比率	11.6%	12.4%	15.5%
対医業収益経費比率	20.8%	22.2%	10.9%

3 運営費負担金

運営費負担金は公的な医療を継続して提供するために救急医療、小児医療などの不採算医療及び政策的医療に係る経費に充当するものとして必要最低限に留め、独立採算の原則に基づき縮減を図る。

新病院建設を始めとする建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、最大限設備投資に係るコストの縮減を図り、負担の軽減に努める。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新病院の整備

地域医療の中核を担う病院として、将来的な医療需要も勘案した適正かつ多様な機能を備えた新病院の整備を進めるとともに、本市の医療連携の拠点としての役割を担うことのできる施設とする。

## 2 新病院への移行

患者や医療機器の移転から、開院時の混乱を極力減らすことのできるよう、十分な準備のもと、円滑な移行作業を行う。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：百万円）

区分	合計
収入	
営業収益	16,286
医業収益	14,591
運営費負担金	1,597
その他営業収益	98
営業外収益	227
運営費負担金	152
その他の営業外収益	75
資本収入	8,668
運営費負担金	0
長期借入金	7,714
その他資本収入	954
その他の収入	0
計	25,181
支出	
営業費用	15,721
医業費用	13,765
給与費	9,927
材料費	1,983
経費	1,818
研究研修費	37
一般管理費	1,956
営業外費用	331
資本支出	9,136
建設改良費	8,802
償還金	334
その他の支出	0
計	25,188

（注）金額は、それぞれ四捨五入によっているもので、合計と一致しないものがある。

**【人件費の見積り】**

期間中総額10,922百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

**【運営費負担金】**

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じて算定した額とする。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：百万円）

区分	合計
収入の部	16,593
営業収益	16,366
医業収益	14,591
運営費負担金	1,597
資産見返負債戻入	80
その他営業収益	98
営業外収益	227
運営費負担金	152
その他の営業外収益	75
臨時利益	0
支出の部	16,724
営業費用	16,370
医業費用	14,410
給与費	9,927
材料費	1,983
経費	1,841
減価償却費	622
研修研究費	37
一般管理費	1,960
営業外費用	336
臨時損失	18
純利益	△ 131
目的積立金取崩額	0
総利益	△ 131

（注）金額は、それぞれ四捨五入によっているもので、合計と一致しないものがある。

3 資金計画（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：百万円）

区分	合計
資金収入	25,181
業務活動による収入	16,513
診療業務による収入	14,592
運営費負担金による収入	1,749
その他の業務活動による収入	172
投資活動による収入	954
その他の投資活動による収入	954
財務活動による収入	7,714
長期借入による収入	7,714
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0
資金支出	25,193
業務活動による支出	15,993
給与費支出	10,922
材料費支出	1,983
その他の業務活動による支出	3,088
投資活動による支出	8,802
有形固定資産の取得による支出	8,802
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	398
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	160
その他の財務活動による支出	238
次期中期目標期間への繰越金	△ 12

（注）金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

## 第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額 700百万円
- 2 想定される短期借入金の発生事由
  - (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
  - (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応
  - (3) 施設整備、医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応

## 第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画及びその他重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

新病院への移転に伴い、玉野市民病院の土地、建物は玉野市への納付又は譲渡を行う。

## 第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

## 第10 料金に関する事項

- 1 料金
  - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等に基づき算定した額
  - (2) 前号の規定により難しいものについては、別に理事長が定める額
- 2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

## 第11 地方独立行政法人玉野医療センターの業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	1 2 5	玉野市長期借入金等
新病院建設整備	7, 6 9 5	玉野市長期借入金等

## 2 人事に関する計画

### (1) 適切な人員配置

2病院体制による機能分化を進め、それぞれの病院がもつ役割に合わせた適切な人員配置を行う

### (2) 人事・給与制度の構築

統合・再編に伴う人事・給与制度の統一と業績や職責に応じた評価制度の確立を行うとともに、2病院間での人事交流・人事異動等により様々な医療現場での経験を通して人材の育成に努める。

## 3 中期目標の期間を超える債務負担

### (1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

内容	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	1 3 3	1 3	1 4 6

### (2) 長期借入金償還債務

(単位：百万円)

内容	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	2 7	7, 7 9 3	7, 8 2 0

## 4 積立金の処分に関する計画

なし